

岐阜市エンディングノート共同発行事業広告付物品提供者募集要領

1 目的

この要領は、岐阜市内の高齢者等を対象に配布し、自分らしくどう生きるか、これからの人生のあり方を考えるきっかけとし、治療、介護、葬祭などに関して自分の希望を記しておく冊子である岐阜市エンディングノート（以下「冊子」という。）を民間事業者との共同事業として発行するに当たり、冊子に広告を掲載し、岐阜市へ無償で提供する民間事業者（以下「広告付物品提供者」という。）をより公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。

なお、この事業については、広告付物品提供者が自らの責任で募集する広告収入等で財源を確保する方法により、企画、編集、印刷、納品等冊子制作に係る全ての経費を市が負担することなく発行するものである。

2 募集の内容

広告付物品提供者 1 者

3 事業内容

(1) 事業名称

岐阜市エンディングノート共同発行事業

(2) 事業内容

別添「岐阜市エンディングノート共同発行事業仕様書」のとおり

4 応募資格要件

広告付物品提供者に応募する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加表明書兼誓約書等の提出期限の日から協定締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。
- (5) 平成 28 年度以降において、地方公共団体等の広告募集事業に関する契約等（民間事業者との契約を含む。）を履行した実績及び地方公共団体のエンディングノートの制作実

績が複数あること。

5 スケジュール

- (1) 募集期間（公告期間） 令和 7 年 12 月 1 日（月）～12 月 15 日（月）
- (2) 質問期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）～12 月 8 日（月）午後 5 時
- (3) 質問回答期限 令和 7 年 12 月 11 日（木）
- (4) 参加表明書提出期限 令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時
- (5) 企画提案書提出期限 令和 7 年 12 月 22 日（月）午後 5 時
- (6) 審査 令和 8 年 1 月上旬頃 提出された提案書により審査実施
- (7) 審査結果通知 令和 8 年 1 月下旬頃

※スケジュールについては、岐阜市の都合により変更する場合がある。

6 提出書類等

(1) 提出書類

この募集に参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加表明書兼誓約書	様式 1	1 部	12 月 15 日 午後 5 時
②	提案者情報書	様式 2	5 部	12 月 22 日 午後 5 時
③	事業実績書	様式 3		
④	事業実績の内容が確認できる契約書・協定書等の 写し	任意		
⑤	企画提案書	任意		
⑥	事業実施体制	様式 4		

※必要な書類は、岐阜市ホームページから入手すること。

(2) 提出先

〒500 - 8701

岐阜県岐阜市司町 40 番地（岐阜市役所 1 階）

岐阜市 福祉事務所 高齢福祉課 地域包括支援係 担当：米田

(3) 提出方法

所定の様式により、提出先まで持参又は郵送で、提出すること。

なお、提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

（電子メールでの提出は認めない。）

※この募集への参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式

任意、代表者印及び辞退理由必須)を提出先まで持参又は郵便で、提出すること。

(4) 企画提案書(任意様式)

企画提案書の作成に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 企画提案書は文字サイズを 10 ポイント以上とし、A4 版・左上 1 箇所綴じとすること。なお、企画提案書には以下の事項を記載するものとし、①～⑦は必須、⑧は任意とする。

- ①実施方針・コンセプト
- ②事業スケジュール
- ③紙質
- ④冊子全体の構成及びデザイン見本
- ⑤広告掲載予定数及び掲載予定広告案
- ⑥広告募集計画
- ⑦アフターサポート体制
- ⑧その他独自の提案

(イ) 企画提案書は 1 者につき 1 提案とする。

7 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限終了後は岐阜市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、広告付物品提供候補者を選定する作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類(上記(3)の複製を含む。)は、この募集の目的以外に使用しない。
- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例(昭和 60 年岐阜市条例第 28 号)に基づき、公開する場合がある。
- (6) 提案者が提供した従業員等の個人情報は、この募集の実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)により行う。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問書(様式 5)を電子メールで提出し、電話にて着信確認を行うこと。

メールアドレス: kourei@city.gifu.gifu.jp 電話: (058) 214-2090

(2) 質問書提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時まで

(3) 質問の回答方法

質問への回答は、質問者の名前を伏せて岐阜市ホームページに掲載する。ただし、本広告付物品提供者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、募集要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答期限

令和7年12月11日（木）

9 選定の方法

(1) 選定委員会の設置

岐阜市エンディングノート広告付物品提供者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を行う。

(2) 選定方法

評価基準に基づき、企画提案書等の内容から総合的に審査し、広告付物品提供候補者1者を選定する。なお、評価項目、評価視点及び配点は、別紙「評価基準表」のとおりとする。

ただし、最高得点の6割の得点（以下「基準点」という。）に達しないものは広告付物品提供候補者として選定しない。

最高得点の者が同点の場合は、項目ごとに比較し、「企画提案」、「事業体制・スケジュール」、「実績」の順で選定を行うが、この場合においても広告付物品提供候補者が選定できないときには、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、広告付物品提供候補者を選定する。

(3) 審査

企画提案書を提出した者に対し、提案された内容により審査を行う。なお、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

10 提案者が1者の場合等の取扱い

(1) 提案者が1者のみの場合は、審査の結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を広告付物品提供候補者とする。

(2) (1) で基準点を満たさない場合、提案者が2人以上で基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

11 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日、参加者全員に文書で通知するとともに、岐阜市ホームページで公表する。なお、結果に対する異議は一切受け付けない。

12 担当部署との協議

広告付物品提供候補者は、協定締結に向けて仕様書の内容について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、広告付物品提供候補者がこの募集で提案した内容が基本となるものの、岐阜市と広告付物品提供候補者との協議により最終的に決定する。

なお、広告付物品提供候補者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、協定締結に向けた交渉を行う。

13 その他

- (1) 提案者は、募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 提案者は、募集要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることとはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 当該事業の広告付物品提供者の決定については、広告付物品提供候補者を対象として事業内容、仕様書等の協定内容を岐阜市と協議した上で決定するため、事業者の選定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、かつ、当該広告付物品提供者を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと岐阜市が判断した場合には、企画提案書等を無効とする。なお、企画提案書等を無効とした場合は、別途通知するものとする。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - (ア) 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (イ) この募集を公告した日以後、選定委員会委員と当該事業に関する接触を求めた場合

14 事務局

〒500 - 8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地（岐阜市役所 1 階）

岐阜市 福祉事務所 高齢福祉課 地域包括支援係 担当 米田

電話 (058) 214 - 2090（直通）

電子メール kourei@city.gifu.gifu.jp

評価基準表

(別紙)

1 評価点数

各評価項目とも次の5段階で評価します。

	5 点の項目	10 点の項目	15 点の項目
要求水準を上回る	5 点	10 点	15 点
要求水準をやや上回る	4 点	8 点	12 点
要求水準どおり	3 点	6 点	9 点
要求水準をやや下回る	1 点	2 点	3 点
要求水準をはるかに下回る	0 点	0 点	0 点

2 評価項目、評価視点及び配点

次に定める評価項目及び評価視点で評価を行います。

評価項目		評価視点	配点
大項目	小項目		
全体	事業の理解度	本事業の目的を的確に理解しているか。	10 点
企画提案	企画提案内容	記事と掲載する広告のバランスは適当であるか。	5 点
	デザイン・構成	文字サイズやレイアウト、文面、読み取りやすいデザインになっているか。	15 点
		要請する内容を満たしているか。	15 点
広告	広告営業	広告の確保方策は明確であるか。広告の募集や掲載計画は適当か。	10 点
実施体制・スケジュール	実施体制	人員は適切に配置されているか。また、当該事業に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。	10 点
	事業スケジュール	事業スケジュールは無理のない適切なものとなっているか。	10 点
	アフターサポート	発行後の第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合の対応体制は万全を期しているか。	10 点
実績	類似実績	同種・類似事業の実績は十分か。	15 点
合計			100 点